

事例1：岩手県

1. 岩手県の概況

人口：1,283,390人（H26.12現在推計人口）

面積：15,257km²（都道府県で2番目）

県庁所在地：盛岡市

市町村数：33市町村

障害者手帳所持者数	岩手県 (H26.3末現在)	全国
身体障害者手帳	55,944人	525.2万人
療育手帳	11,211人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	7,242人	75.1万人

2. 岩手県における現状と課題

(1) 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（以下「条例」という。）は、平成22年12月定例会で議員提案条例として議決され、平成23年7月1日から施行されている。

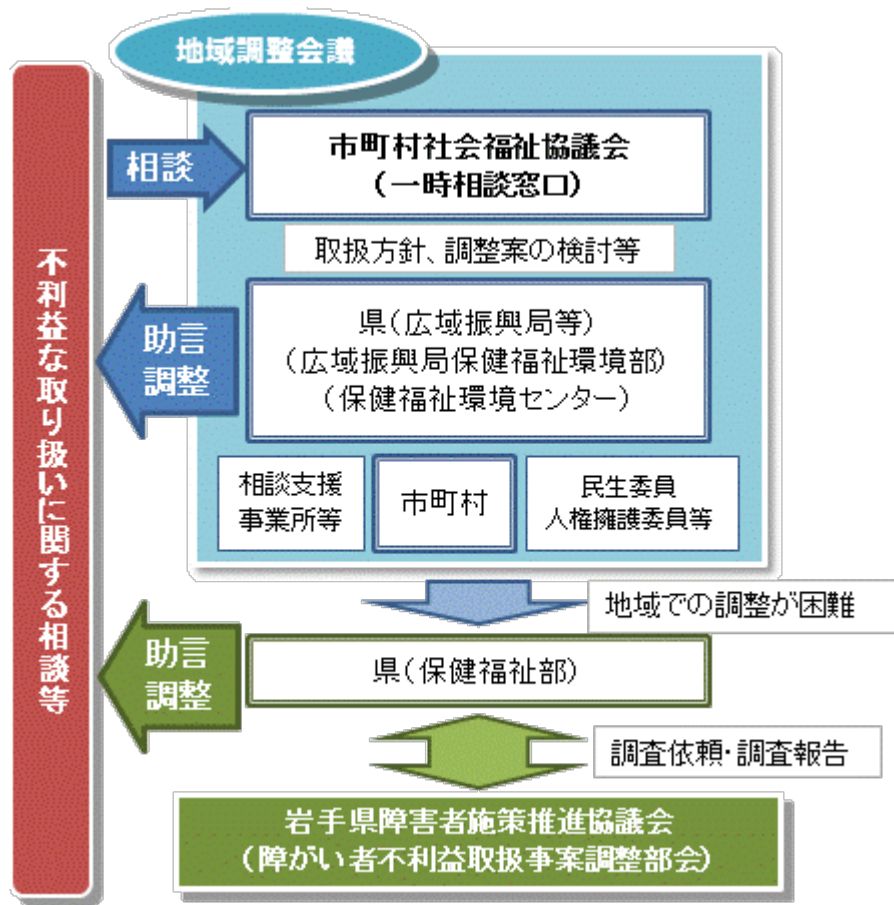
条例では、県の責務として「障がいについての県民の理解の促進」及び「障がい者に対する不利益な取扱いの解消」に関する施策を策定し実施するとともに、障害のある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずることとされている。

これまで、不利益な取扱いに関する相談窓口の設置（市町村社協）、困難事例を調整するための検討機関の設置（広域振興局等（県の出先機関）ごとに地域調整会議、県障害者施策推進協議会に障がい者不利益取扱調整部会）、相談対応の手引きの作成及び配布などの取組を進めてきた（図1）。

(2) 岩手県における障害者差別の解消の推進に関する課題

これまで、障害者差別の案件として報告された事例は毎年数件にとどまっており、共に学び共に生きる地域づくりのため、相談窓口の周知、条例の理念等に関する継続的な制度周知が必要と考えられる。また、条例における障害者差別事案の相談窓口は社会福祉協議会となっている一方で、虐待の窓口は市町村となっており、今後、広域振興局等、市町村、社協それぞれの情報を集約するなど、連携を深めていくことが求められている。

(図1) 条例に基づく不利益な取扱いに関する相談体制図



3. 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会

(1) 設置形態

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の規定を踏まえ、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」(モデル会議)を要綱により設置。

(2) 構成メンバー (18名) ※は作業部会参加者

委員区分	所属及び職名
学識経験者	岩手弁護士会高齢者・障害者支援センター委員会委員
	社団法人岩手県医師会 常任理事
	岩手県立大学 非常勤講師
地域福祉関係団体	社団法人岩手県社会福祉士会 虐待対応専門職委員会委員長
	岩手県民生委員児童委員協議会会長
相談支援事業者	岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会 会長
	岩手県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 委員長
	岩手県障がい者 110 番相談室 専門相談員
障害者福祉施設	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・障がい者福祉協議会幹事

権利擁護団体	岩手県社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター 所長
	特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター 常務理事
教育団体	岩手県特別支援学校連絡協議会 副会長
行政機関	厚生労働省岩手労働局 総務部企画室長
	岩手県警察本部 生活安全部参事官兼生活安全企画課長
	盛岡市 保健福祉部障がい福祉課長
障害者団体等	障害者相談支援事業所「百万石」 所長
	岩手青空の会 運営委員
	心の病と共に生きる仲間達連合会キララ 代表

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回モデル会議	平成 26 年 6 月 20 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後 3 年に係る条例の見直し検討 ・ モデル事業実施の決定
相談支援関係者会議	平成 26 年 8 月 7 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の状況把握 ・ 地域における相談体制の素案を作成
	平成 26 年 9 月 11 日(木)	
作業部会	平成 26 年 12 月 12 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談体制の素案の検討
第 2 回モデル会議	平成 26 年 12 月 25 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談体制の素案の検討

(平成 27 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回モデル会議	平成 27 年 7 月 13 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の事業内容（今年度の取組） ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に係る県の対応
第 2 回モデル会議	平成 28 年 3 月（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内における障害者差別解消法施行に係る県内の施行体制について ・ 平成 28 年度障がい者差別解消の推進に係る取組 ・ 岩手県障害者差別解消支援地域協議会の設置について

(2) モデル会議における協議内容

①相談支援関係者会議における課題の把握

現行の体制では、障害者の虐待事例は市町村、不利益な取扱い（差別事例）は市町村社協と、それぞれ異なる窓口で相談対応している。

一方、障害者に関する権利擁護の現場では、障害者に対する虐待や不利益な取扱い（差別）は境目が曖昧であり、障害者や障害関係者が自身の抱える事案について相談したい時や、あるいはそれら事案が窓口機関に持ち込まれた場合などに、適切な窓口の選択や適切な対応が行われず、少なからず混乱が生じている。

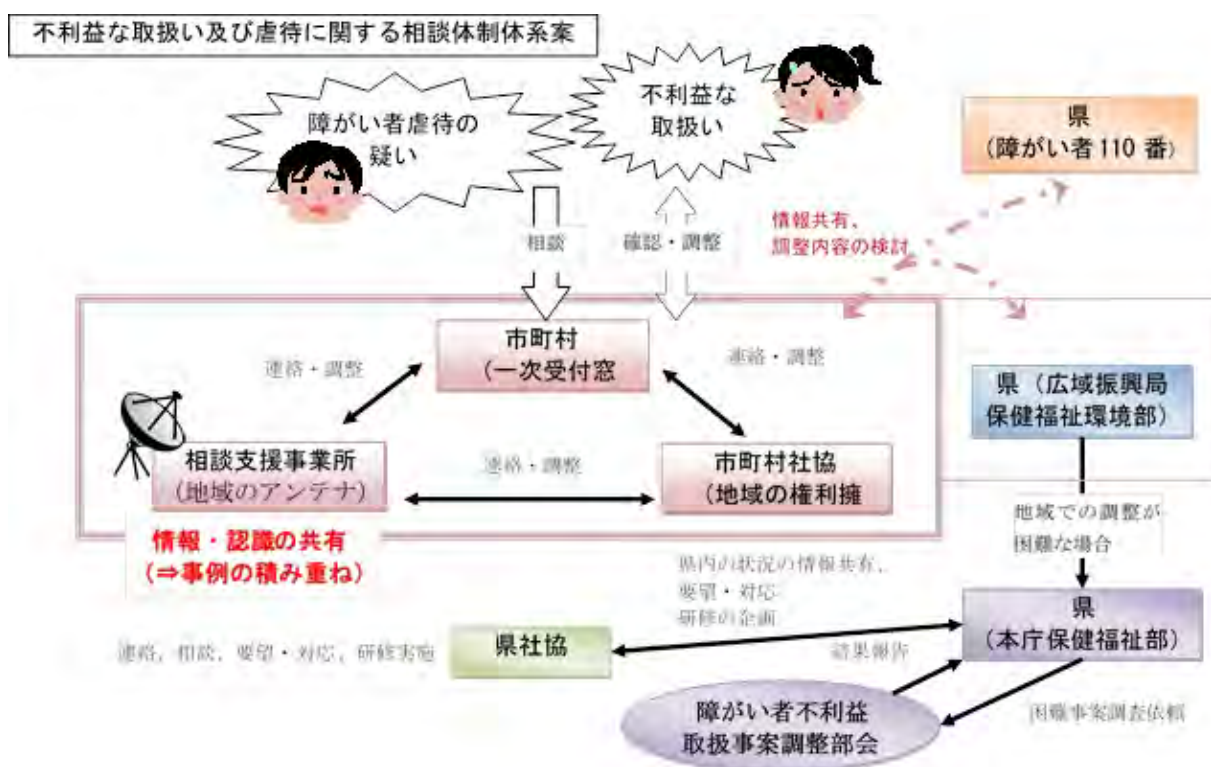
②不利益な取り扱い及び虐待に関する相談体制

上記の課題に対し、相談窓口を一元化することにより、現場での混乱を解消するとともに、障害者や障害関係者にとって相談しやすい環境を作り出し、事例の掘り起しを図ることができないか検討することとした。

現在、虐待事案については市町村、不利益事案については市町村社協となっているが、相談窓口の一元化を行うとした時、①虐待防止法により市町村が虐待に関する通報先である旨定められていること（ただし窓口業務は委託可）、②事例についての、虐待防止法や差別解消法に基づく最終的な判断は行政が行うべき（責任の所在の明確化）という観点から、市町村に一元化することが望ましいとの考えから案を作成した。

(図2)

(図2) 不利益な取り扱い及び虐待に関する新たな相談体制



その後、作業部会における議論を経て、相談窓口を市町村に一元化する方向で一致。今後、市町村が窓口となった時、県はどう関わるかという課題については、虐待防止法のスキームを参考にすることで検討を進めていく。

なお、相談窓口の一元化について、県内 33 市町村にアンケートを実施したところ（平成 27 年 12 月）、相談窓口の一元化を希望する自治体が 9、相談窓口を一元化しない自治体が 16、その他の自治体が 8 で、主な意見は次のとおりであった。

(ア)一元化を希望

- ・利用者の利便性等を考慮すれば一元化が望ましい（市町）
- ・現行の相談体制で対応が可能（市）

(イ)一元化しない

- ・業務が煩雑になるため（市）
- ・社協との連携強化・体制充実で対応可能（市）
- ・社協と隣接・連携しているため現体制で影響はない（町）
- ・相談窓口は複数あった方が相談者にとって良い（町村）

(ウ)その他・意見等

- ・相談者の方が市町村でなければ相談できないと捉われないような周知が必要
- ・市町村のみではなく、県や社協との連携も必要
- ・障害者が困った時に、どこに相談しても対応できる体制の充実が必要

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

今後、地域調整会議の仕組みの検討や市町村地域協議会の設立・運営への支援、研修等の開催によるスキルアップ、定例的に担当者会議を開催することによる顔の見える関係づくり、地域自立支援協議会等との連携・活用などにより、地域全体の課題の解決能力の向上を目指していく。

また、市町村における相談窓口の設置については、アンケート結果を踏まえ、可能な市町村から窓口の一元化を図ることとし、平成 28 年度においては、県内先行市町村の事例の共有等により、各地域の実情に応じた相談体制の整備を進めていく。

事例2：千葉県

1. 千葉県の概況

人口：6,198,470人（H27.4現在推計人口）

面積：5,157.64km²

県庁所在地：千葉市

市町村数：54市町村

障害者手帳所持者数	千葉県 (H27.3末現在)	全国
身体障害者手帳	183,469人	525.2万人
療育手帳	36,989人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	34,178人	75.1万人

2. 千葉県における現状と課題

(1) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年10月制定）

① 条例の特色

- ・差別行為に対しあくまでも話し合いによる解決を目指し、罰則規定は設けず。
- ・合理的な配慮を行うことが過重な負担となる場合に、適用除外を設定。
- ・条例の理念実現のために、「個別事案解決の仕組み」、「誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み」、「障害のある人に優しい取組みを応援する仕組み」の三つの仕組みを設定。

※ 合理的配慮の例示と共に、解釈指針(逐条解説)を提示。

② 条例の理念実現のための三つの仕組み

(ア) 個別事案を解決する仕組み

約600人の地域相談員、及び16人の広域専門指導員による地域に密着した相談活動と、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という。）による助言・斡旋との重層的な仕組み。県障害福祉課障害者権利擁護推進室と広域専門指導員の配置機関に、専用電話を設置し県民からの相談に対応。

なお、調整委員会による助言・斡旋にもかかわらず事案の解決が困難な場合、知事は、調整委員会が適当と認めるときは、障害者が差別をしたと認められる者に対して提起する訴訟につき、訴訟費用の貸付その他の援助をすることが可能。

(イ) 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

行政と障害当事者や支援者・各界の代表者で構成される「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置し、13の課題を決めて具体的な方策を検討・実践。

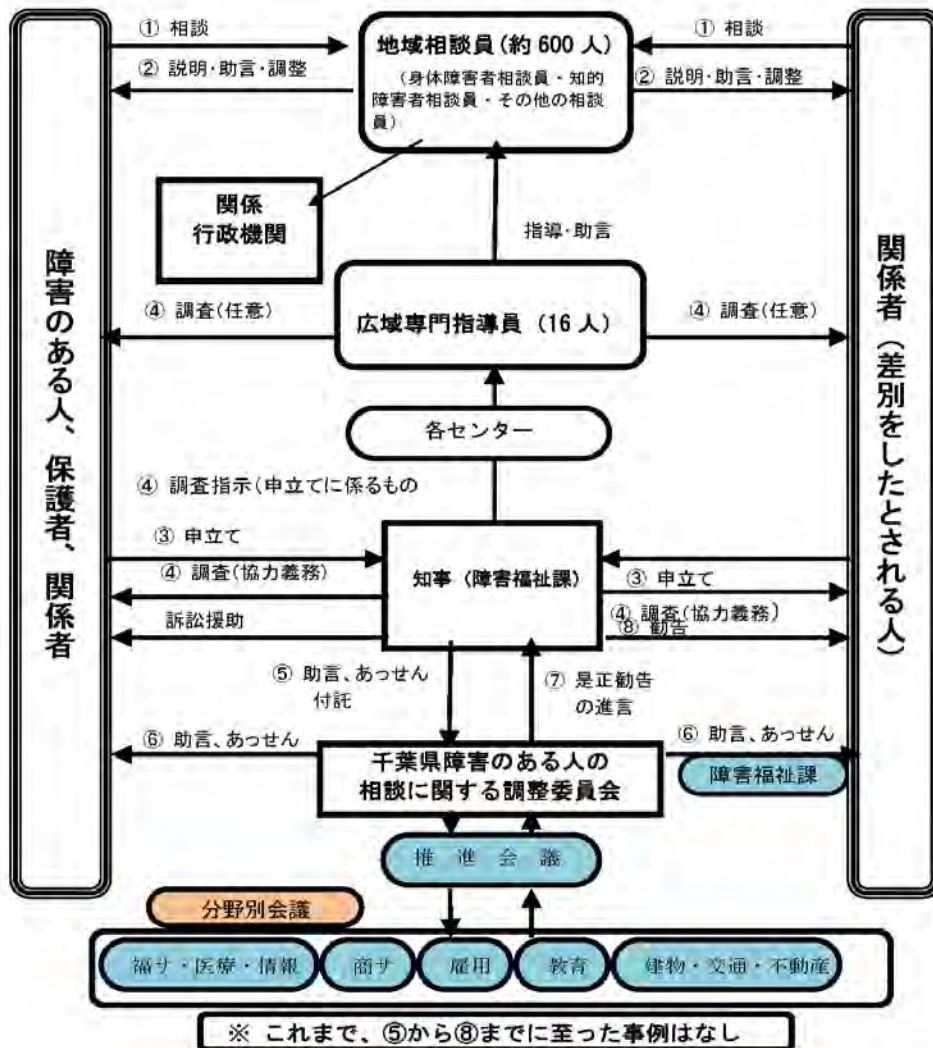
(ウ) 障害のある人への優しい取組みの応援

障害のある人の社会参加を促し、理解を深めるような優れた取組みを選考し、認定証の授与を行うとともに、県のホームページに掲載。

③ 条例の理念実現に向けた課題

- ・ 条例の理念普及の推進（県民への啓発、広報等）
- ・ 障害者差別の定義に関する県民の共通理解の構築（解釈指針の充実、学習会等）
- ・ 障害者に対する県民の理解を推進するための実践活動の積み上げ
- ・ 差別を無くすための相談・協議機関等について、関連法制(障害者虐待防止法及び障害者差別解消法)との整理

(図1) 条例に基づく個別事案解決の仕組みと流れ



3. 障害者差別解消支援地域協議会準備会

(1) 概要

条例に基づき設置された調整委員会の委員を構成員とする「障害者差別解消支援地域協議会準備会」(モデル会議)を設置するとともに、その下にワーキンググループを設置。

(2) 構成メンバー (19名)

委員区分		所属及び職名	
①障害のある人	身体障害	視覚障害	千葉県視覚障害者福祉協会理事
		聴覚障害	(福)千葉県聴覚障害者協会理事長
		肢体不自由	(福)千葉県身体障害者福祉協会理事
	知的障害	千葉県手をつなぐ育成会副会長	
	精神障害	千葉市精神障害者家族会千花会副会長	
	発達障害	千葉県自閉症協会理事	
	高次脳機能障害	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人	
②県議会議員		自由民主党 (千葉市緑区)	
		民主党 (君津市)	
		公明党 (船橋市)	
③専門的知識を有する者	福祉の分野	(福)まつど育成会 統括施設長	
		(福)彩会 理事長	
	医療の分野	千葉県医師会副会長	
	教育の分野	千葉県小学校長会事務局長 (元 八街市立実住小学校長)	
		「医療と教育の研究会千葉」事務局員 (元 千葉県立船橋特別支援学校長)	
		元千葉県立聾学校副校長	
	雇用の分野	(株)千葉興業銀行人事部長	
	法律の専門家	弁護士 (藤岡・合間法律事務所)	
	学識経験者	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授	
有識者	千葉市視覚障害者協会 副理事長		

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回 モデル会議	平成 26 年 10 月 28 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 体制整備事業の進め方等について
第 2 回 モデル会議	平成 27 年 2 月 3 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告会の報告について ・ 地域協議会体制整備事業最終報告について ・ 障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについて
第 3 回 モデル会議	平成 27 年 2 月 25 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会体制整備事業最終報告（案） 「障害者差別解消法と千葉県条例の役割」について ・ 差別解消法施行に向けた今後の進め方（案）について

(平成 27 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回 モデル会議	平成 27 年 7 月 15 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 障害者差別解消法施行に向けた取組みとスケジュールについて ・ ワーキンググループの設置と検討内容の役割分担
第 1 回ワーキンググループ	平成 27 年 7 月 29 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループの開催について ・ 障害者差別解消法施行に向けた取組みとスケジュールについて ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性（条例改正の要否）について
第 2 回ワーキンググループ	平成 27 年 8 月 21 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域専門指導員の活動の概要について ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・ 障害者差別と良い配慮に関する事例集 ・ 広報啓発用パンフレット ・ 対応要領について
第 3 回ワーキンググループ	平成 27 年 9 月 18 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・ 障害者差別と良い配慮に関する事例集 ・ 対応要領について

第4回ワーキンググループ	平成27年 10月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集 ・広報啓発用パンフレット
第2回モデル会議	平成27年 11月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループにおける検討状況について ・障害者差別解消支援地域協議会の概要について
第5回ワーキンググループ	平成27年 11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集 ・広報啓発用パンフレット ・本ワーキンググループでの検討結果のとりまとめについて
第3回モデル会議	平成28年 2月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループにおける検討結果について ・障害者差別解消法施行に向けた県の取組状況 ・地域協議会体制整備事業最終報告(案)について

(2) モデル会議等における検討結果

①相談対応の流れ

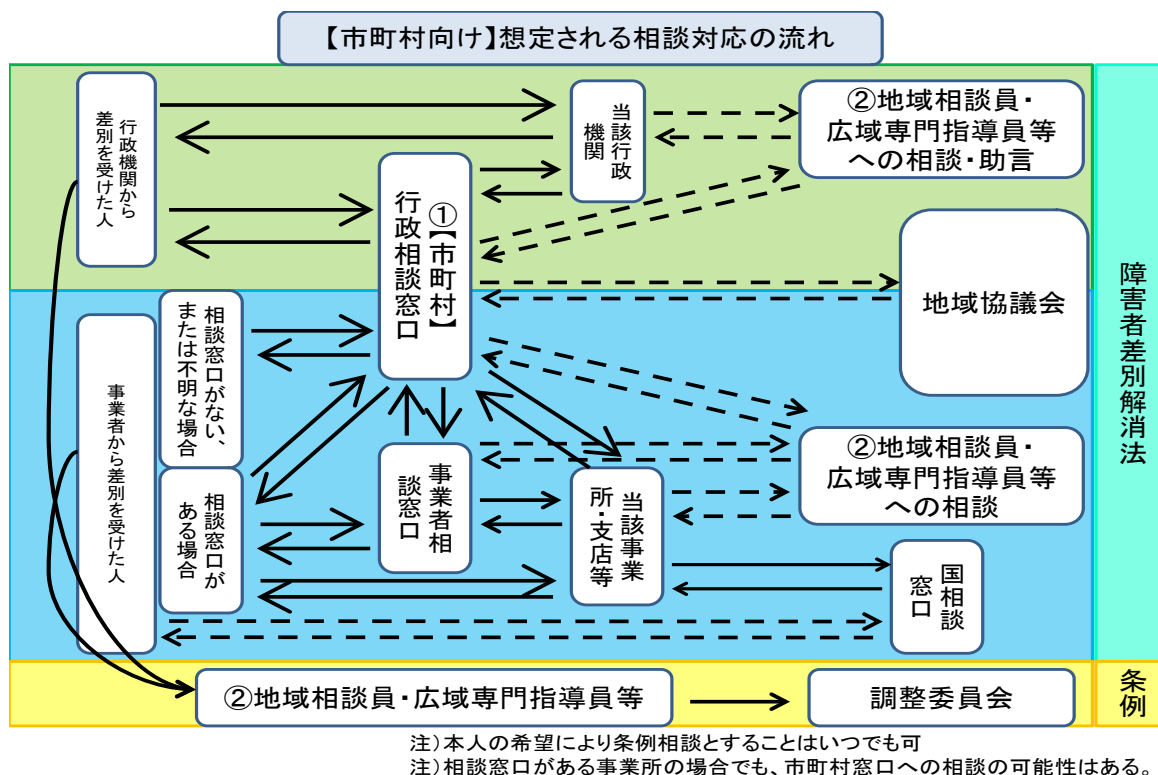
○課題

条例に基づく3層構造の相談体制(①地域相談員、②広域専門指導員、③調整委員会)の在り方の検討及び虐待防止法における窓口との整理が必要。

○結論

- ・虐待と差別とは密接・不可分な点も多く、市町村の相談窓口は虐待防止センターとの一体的な運用が望まれる。また、相談があった際に虐待の疑いがある場合は、虐待防止法による対応を優先。
- ・各市町村において主体的な対応をした結果、困難であった場合や、複数市町村にまたがる相談、相談者が条例による対応を希望する場合には、市町村は地域相談員又は広域専門指導員と連携し、法と条例との一体的な対応を行う。また、条例に基づく相談窓口(地域相談員又は広域専門指導員)に直接相談が持ち込まれた場合は、相談者の意向を尊重し、条例の相談として対応。

(図2) 想定される相談対応の流れ (市町村向け)



② 条例に基づく事例の蓄積や経験の活かし方

○ 課題

1,700 件超の差別に係る事例の蓄積をどのように活用するか検討する必要。

○ 結論

- ・ 条例に基づき対応した事例等をまとめた「障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集」を作成。
- ・ 法施行後において、市町村に相談のあった事例を県で収集し、条例に基づく相談事例と併せて、県全体としての障害者差別の状況及びその対応状況を把握。また、地域協議会において、寄せられた相談事例から差別の背景や相談対応の在り方等に関する分析を行い、その結果を市町村に情報提供することにより、その後の相談活動に活用（事例の収集・分析に当たっては、相談者の意向に配慮）。

③ 条例と法との整合性

○ 課題

既存の条例と法との整合性確保に向けた検討が必要。

○ 結論

法施行に伴う条例の改正は行わない。しかし、条例と法との整合性を図るため、条例の解釈指針の改正を行い対応。

④市町村支援

○課題

法に先駆けて条例を施行し、知識や経験、実績を持つ県として、いかに市町村を支援できるかを検討する必要。

○結論

- ・ 条例に基づく広域専門指導員は市町村からの求めに応じて連携を図り、助言等のバックアップ機能を担当。
- ・ 複数の市町村にまたがる事例は、広域専門指導員間の連携による対応も可能。
- ・ 条例に基づき、各分野に専門的知識を有する地域相談員を約 600 名配置。各市町村は、地域相談員に助言を仰ぐことも可能。

⑤法と併せた条例の周知啓発

○課題

障害者差別を防ぐため、特に障害のある人と普段接する機会のない人に障害についての理解を深めてもらうことで、差別のない社会の構築に向け、自分にできることを考えるきっかけを作る必要。

○結論

- ・ 新たな広報啓発物としてパンフレットを作成し、パンフレットには相談窓口として各市町村の窓口を掲載。
- ・ 法施行の機会をとらえ、条例も周知啓発。県は内部職員に周知啓発を行うほか、市町村が主催する研修会等に講師を派遣。
- ・ 法と条例の周知啓発に、福祉教育との連携とその活用を検討。差別の解消をテーマに、福祉教育の教材において「障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集【マンガ版】」の活用を検討するなど、実効性ある連携を検討。なお、これらの検討は地域協議会において検討することが見込まれる。

⑥地域協議会の在り方や検討議題

○課題

地域の実情に応じた委員構成や運用方法、在り方を検討する必要。

○結論

- ・ 想定されている委員構成やその機動性、検討議題等に鑑み、調整委員会の委員に国の機関（労働局・法務局）などの委員を新たに追加。
- ・ 調整委員会と同日に開催し、一体的な開催・活用を予定。
- ・ 個別事案の分析や検討等を地域協議会が担い、調整委員会は条例に基づく助言・あっせん・勧告・訴訟の援助を検討する際に個別事案を取り扱う。地域協議会は、調整委員会の既存の担任する事務を阻害するものではない。
- ・ 事案の発生予防の取組に関する協議を行う際には、条例に基づき推進会議の下に置かれる分野別会議の積極的活用を検討。

事例3：鹿児島県

1. 鹿児島県の概況

人口：1,647,769人（H28.1 現在推計人口）

面積：9,188 km² / 県庁所在地：鹿児島市 / 市町村数：43市町村

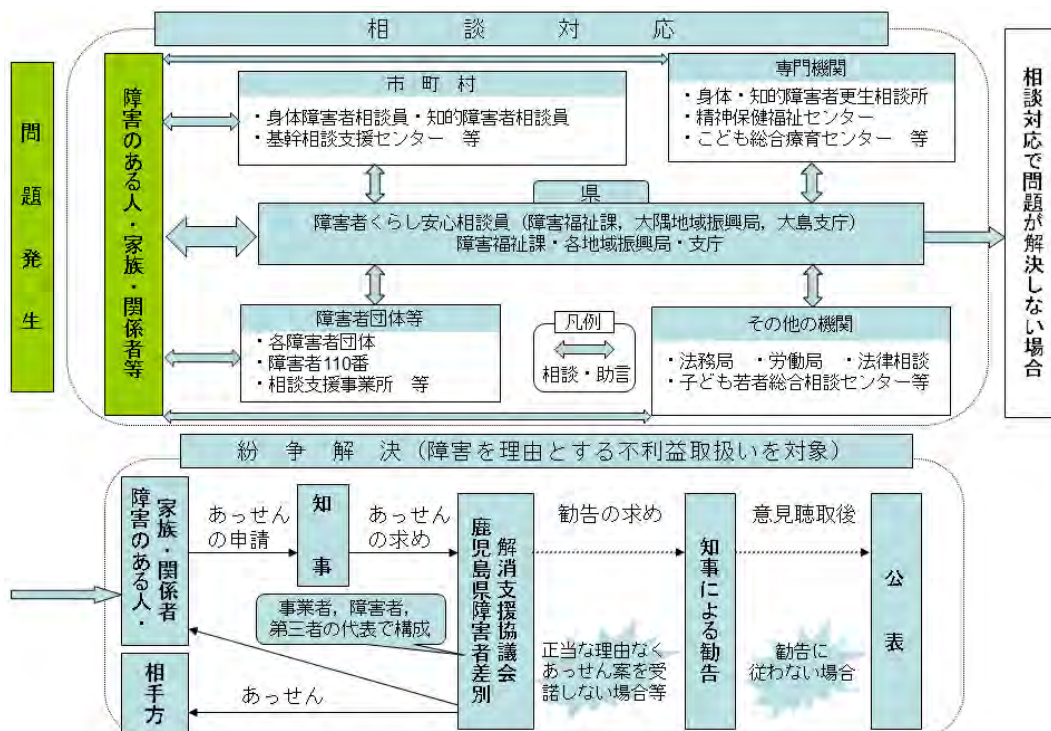
障害者手帳所持者数	鹿児島県 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	103,034人	525.2万人
療育手帳	17,688人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	10,432人	75.1万人

2. 鹿児島県における現状と課題

鹿児島県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成26年10月1日から施行している（障害者差別解消支援地域協議会に係る規定は、平成28年4月1日より施行）。

条例では、障害を理由とする差別の禁止、障害を理由とする不利益取扱いの基準、障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制等について定めている（図1参照）。

（図1）障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制



3. 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

(1) 設置形態

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別解消の推進に関する調査審議や、障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案のあっせん等を行う「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」(モデル会議)を設置。

(2) 構成メンバー (計 22 名)

委員区分	所属及び職名
障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 会長
	一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会 理事
	一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会 事務局長
	社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会 理事
	かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長
	NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長
	かごしま難病支援ネットワーク 会長
	かごしま障害フォーラム 代表
関係行政機関の職員	鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長
	鹿児島県労働委員会 会長
	鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会, 鹿児島県町村会)
	鹿児島県 保健福祉部 部長
福祉, 医療, 雇用, 教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者	生活介護事業所 奏の丘 施設長 (鹿児島県知的障害者福祉協会)
	社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会)
	ウエルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会)
	南九イリョー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会)
	鹿児島県商工会議所連合会 事務局長
	公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長
	鹿児島県教育庁 義務教育課 課長
	鹿児島県大学教育学部 教授
学識経験者	鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員
	公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 理事

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過 (平成 27 年度)

開催日時	主な議題
平成 28 年 1 月 13 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく相談対応等の実施状況 ・ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領 (案) ・ 表彰制度

(参考：平成 26 年度) ※鹿児島県独自の取組として開催。

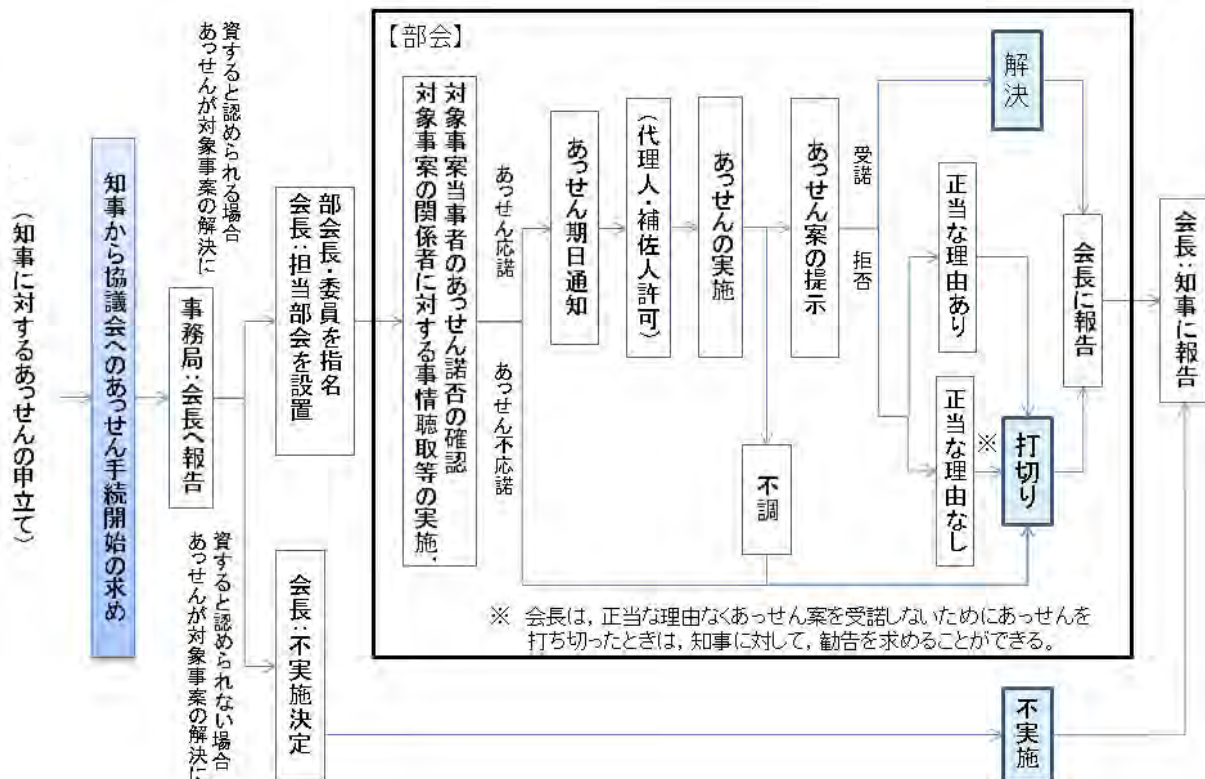
開催日時	主な議題
平成 26 年 10 月 8 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の概要 ・ 障害者差別解消支援協議会 ・ 平成 26 年度の県の取組

(2) 平成 27 年度におけるモデル会議の主な成果

① 条例に基づくあっせん要領の取りまとめ

条例の規定に基づき、障害者差別と思われる事案があった場合は、一定の場合を除き、知事へあっせんに申し立てることができることとされており、その要領を取りまとめたもの。具体的なフローは、図 2 を参照。

(図 2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー



②「鹿児島県障害者保健福祉大会表彰規程」の改正

- ・鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰に「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加するもの。

■ 鹿児島県障害者保健福祉大会

障害者の社会参加意欲を喚起するとともに、障害や障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的に、毎年11月末頃に開催。

障害者、家族、障害者団体、行政関係者等約500名が参加し、障害者の自立更生、更生援護及び社会参加の促進に功績のあった者、障害者週間のポスター入賞者等への表彰等を行っている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加する。

■ 「障害者差別解消推進功労者」に関する表彰基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組

事例4：さいたま市

1. さいたま市の概況

人口：1,270,476人（H28.1 現在推計人口）

面積：217.49 km²

障害者手帳所持者数	さいたま市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	33,367人	525.2万人
療育手帳	6,650人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	8,581人	75.1万人

2. さいたま市における現状と課題

(1) 「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の概要とこれまでの取組内容

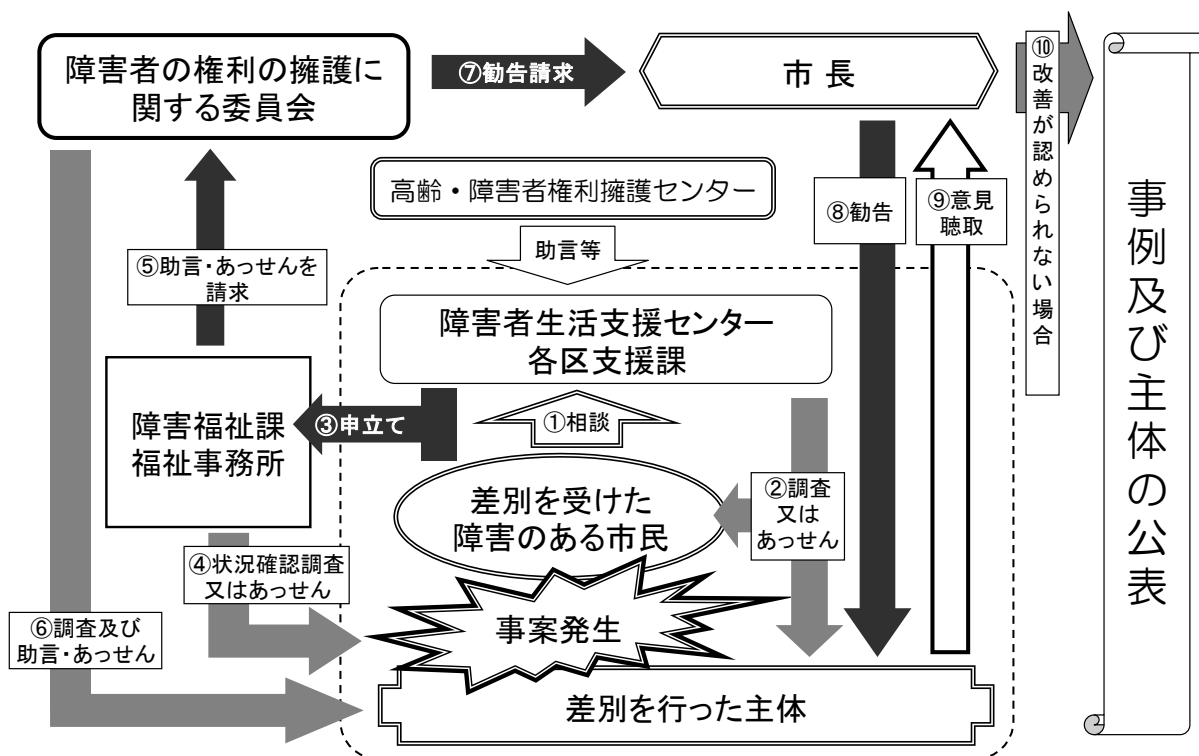
さいたま市では、平成23年3月に「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（以下「ノーマライゼーション条例」という。）が成立し、平成23年4月から施行された。

この条例に基づき、市内10区の各区役所支援課や各区障害者生活支援センターを障害者差別が生じた際の身近な相談窓口・対応機関として位置付けるとともに、障害者差別に対する申立て（ノーマライゼーション条例第10条）があった場合に助言やあっせんを行う仕組みとして「障害者の権利の擁護に関する委員会（以下、障害者権利擁護委員会という。）」を設置した。そのほか、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備するなどの取組を進めてきた。

(2) さいたま市における現状と課題

こうした取組の一方で、ノーマライゼーション条例の制定過程において市民から収集した「障害者差別と思われる事例」が521件であったにもかかわらず、相談窓口に寄せられた相談件数は年間数件という極めて少ない数字となるなど、事案が潜在化している可能性があることから、改めて障害者差別を取り巻く課題や解決に向けた今後の取組について検討を行うことが求められている。

(図1) ノーマライゼーション条例に基づく相談の流れ



3. 障害者の権利の擁護に関する委員会障害者差別解消部会

(1) 設置形態

ノーマライゼーション条例により設置された附属機関(障害者の権利の擁護に関する委員会)に障害者差別に関する事項を調査する障害者差別解消部会を設置(非公開)

(2) 構成メンバー

委員区分		所属及び職名
大学教員	(肢体)	埼玉大学教育学部 准教授
	(聴覚)	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
医師	(知的)	峯小児科 院長
	(精神)	こうぬまクリニック 院長
弁護士	(視覚)	埼玉弁護士会
		埼玉中央法律事務所
障害者 又は その家族	(肢体)	障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会
	(聴覚)	特別養護老人ホームななふく苑 施設長
	(知的)	さいたま市手をつなぐ育成会
	(精神)	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ
	(視覚)	公募委員
関係団体		人権擁護委員
		埼玉県社会保険労務士会 理事

	さいたま商工会議所 事務局長
医療機関	自治医科大学附属さいたま医療センター総合相談室 室長
相談支援事業者	岩槻区障害者生活支援センターささぼしセンター長
行政機関	埼玉労働局職業安定部 職業対策課長
	さいたま地方法務局 人権擁護課長
市職員	さいたま市消費生活総合センター 所長
	さいたま市北区役所 健康福祉部長
	教育委員会事務局 指導2課長
	大宮西中学校 教頭
オブザーバー	国土交通省関東運輸局消費者行政・情報課課長補佐
	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を平成26年7月、9月、11月に3回開催し、さいたま市における障害者差別を取り巻く現状や障害者差別解消に向けた取組等について協議した。

(平成26年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成26年 7月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消部会及び障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査結果について ・ 障害者差別事例の収集について
第2回	平成26年 9月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別相談事例等の報告について
第3回	平成26年 11月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針について ・ 障害者差別解消に関する検討状況と今後の取組について

(平成27年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成27年 7月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要及び障害者差別解消法の施行に関する準備状況等について ・ 障害者差別に関する状況及び今後の取組について
第2回	平成27年 11月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行に関する準備状況等について <ul style="list-style-type: none"> ①障害者差別解消法について ②さいたま市における合理的配慮の提供状況について ・ 障害者差別及び相談体制に関するヒアリング ・ 障害者差別の事例について
第3回	平成28年 1月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関する準備状況等について <ul style="list-style-type: none"> ①対応要領案について

		②パンフレットについて ・障害者差別解消部会における審議事項等について ①相談体制について ②障害者差別事案について ・障害者差別解消支援地域協議会の設置について
--	--	---

(2) モデル会議における障害者差別や課題に関する意見等

①障害者差別の特徴

- ・企業からのサービス提供や公共交通機関の利用に際して、障害に対する基本的な理解不足や経験不足に起因する障害者差別が少なからず発生している。また、障害者雇用に関しても、企業側の経験不足や障害者との相互の理解不足がその原因として考えられる。
- ・相談機関に相談した場合でも、大事にはしたくないと要望する相談者や問題解決のためにあえて相談機関に出向くことが少ない可能性があるなど、差別に関する相談が行政機関に結び付きにくいことが考えられる。
- ・障害の特性によっては、障害者差別を受けたことを認識しにくい場合がある。また、相手の名前や状況を記憶したり、記録したりすることが苦手な障害者は、適切な相談ができない可能性がある。

②障害者差別の相談への対応及び合理的配慮の提供の課題に関する意見

- ・障害者が受けた不当な差別的取扱いを解決する第一歩として、相談機関の利用は有効な手段であり、障害者が相談機関に相談しやすいような環境の整備や周知啓発に取り組む必要がある。
- ・障害者差別の相談対応や合理的配慮の提供及び「過重な負担」の判断等における専門的、技術的な課題の解決にあたっては、障害福祉分野の支援者のみならず、ICTや建築などを含む各分野の専門家の助言が必要ではないか。
- ・障害者差別の相談実績が少ない状況では、対応にあたり過去の類似事案との比較や対応経験を基にした迅速かつ適切な判断が困難となるため、障害者差別等の相談事案について一定の蓄積が必要である。

③地域における相談体制や各機関の連携等の課題に関する意見

- ・障害者差別は障害者を取り巻くあらゆる分野、場面において発生するため、当初相談を受けた機関での対応が困難な事案については、その事案を適切な相談機関に結び付けるために各相談機関相互の連携の仕組みが必要ではないか。
- ・相談を受けた所管外の事案を他の適切な相談機関を相談者に紹介するためには、関係機関の権限や機能等について必要な情報を共有する必要があるのではないか。
- ・障害の困難さ故に声を発することができない方の声に気付く方、例えば、福祉関係者や相談支援員、他の地域の方々からの相談があってもいいのではないか。
- ・生活の心配がある場合、人権相談の場で名乗ることを望まないケースがあるのではないか。氏名を聞くとそこでストップしてしまう。そうした場合には関係機関の連携が必要であり、国と地方という部分も含めて役割を分担していく必要。
- ・ハローワークも必ずしも人員体制が充実している訳ではないので、市の就労支援機

関、地域の雇用サポートセンターと連携していく必要。また、就労支援も自治体等の各機関との連携が重要。

- ・労働局の中でも労働基準監督署やハローワークにより若干スタンスが違う。また、企業で障害者への虐待があった場合、監督署とハローワークが合同で対応することもあるが、まだ数字的には少ない。

④周知・啓発に関する意見

【一般の方向けの周知啓発】

- ・保護者は学校の配布物にほとんど目を通すため、現行の6年生だけではなく、中学生にも啓発冊子も配布するべきではないか。
- ・学校において、障害のある人に対する必要な配慮のみではなく、障害についてもう少し深く掘り下げた内容を取り上げるべきではないか。
- ・差別の基準が明らかになれば、理解も進み、相談も増加するのではないか。

【障害者向けの周知啓発】

- ・知的障害者については、関係機関等のフォロー体制に加え、相談しようにも相談できない点を補うべく、本人へのエンパワーメントも必要。

⑤障害者差別に関する相談が相談機関に結びつかない課題に関する意見

- ・差別が日常的であり、差別を受けていること自体を認識できない。
- ・障害当事者の中で、もっと自分を大事にするという考え方が深まらないと、余程のことでなければ相談窓口で差別を受けたことを相談しようと思わない。
- ・精神障害の場合、家庭内で、とりわけ親の理解がないために受けるべき医療を受けることができずに病気が改善しないことや、医療を受けても家族が協力的でないために治療の効果が上がらないといったようなことが起きている。
- ・差別を受けた側にとっては、昨日、今日のことを直接相談窓口に言うというのはとても勇気のいる話である。
- ・会社の中で差別があった際に、市に相談するよりも、社内で苦情処理を取り扱う機関があればそちらで対応することになるのではないか。
- ・差別を申し立てるということ自体がかなり負担。それに、例えば民事損害賠償であれば、賠償金という話になるが、そうでないとすれば、市に申し立てたところで何になるのかと考えてしまい、相談を躊躇することになるのではないか。

⑥相談された障害者差別に関する事例から見えてくる課題に関する意見

- ・最も身近な家族が、大ごとにしたくないなどの理由により問題解決を阻む方向に動いてしまう。
- ・問題の解決を図るためのシステムが、物事を大ごとにしたくないという理由により機能していない問題がある。単に責任を追及するのではなく、それぞれがよりよい関係を築けるシステムの構築に向けた多元的な連携を考える必要。
- ・福祉から一般就労に移行すると、制度上は計画相談やモニタリングの継続ができないことがある。そのため、就職できる力がある方ほど情報提供がなされず適切な窓口につながらないという課題がある。

- ・本人は差別と受け止めるが、周囲は逆に迷惑を被ったと受け止める事案について対応に苦慮しており、周囲との関係づくりを調整していくことが難しい。

(3) 障害者差別及び相談体制に関するヒアリング等

平成 27 年第 2 回モデル会議において、相談しやすい環境づくりに資するためのヒアリングや、最新の相談事例を基に市の対応や事例から導かれる課題について議論。

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

(1) 周知・啓発に関する取組

①一般市民や事業者等に対する障害者差別に当たる行為等の周知

- ・従前より作成していた啓発冊子について教育現場での活用を更に進める。
- ・事業者向けの新たな冊子を作成し、地域協議会に参加している関係機関に関連する事業者等へ配布する。

②当事者に対する相談窓口や障害者差別に当たる行為等の周知

- ・障害者本人に対する研修等の働きかけなど、本人が相談するための力を育むための取組を行う。
- ・障害者差別の相談事例や解決事例等を紹介するための取組を進める。

(2) 今後検討すべき課題

①相談しやすい環境づくり

- ・設置された相談窓口以外の機関等、例えば、障害者相談員、ピアサポーターや当事者団体等の社会資源の開発・活用について検討する。
- ・障害の受容に課題がある場合において、必ずしも障害者のみを対象としない相談窓口との連携について検討する。
- ・就職などライフステージの変化が生じた後においても、地域の相談機関との連携を継続する仕組みを検討する。

②本人の意思の尊重

- ・本人の意見表明を議論の出発点にするという相談機関における認識を醸成する。
- ・本人が話しやすい環境を作るための手法を検討する。
- ・本人の意思を尊重することに関する周囲への働きかけ方について検討する。

(3) 機関連携について

ノーマライゼーション条例第 15 条に規定する障害者の権利の擁護に関する委員会における助言・あっせん機能を有しない部会として地域協議会を設置。これまで参加していた機関等のほか、オブザーバー参加機関等にも参加を呼び掛け、上記の取組や課題に対し、地域で一体となって取り組む。

また、市や関係機関に寄せられた事案を、以下の図のとおり地域協議会に集約し情報の共有を進め、事案の解決を後押しする仕組み作りを併せて進める。

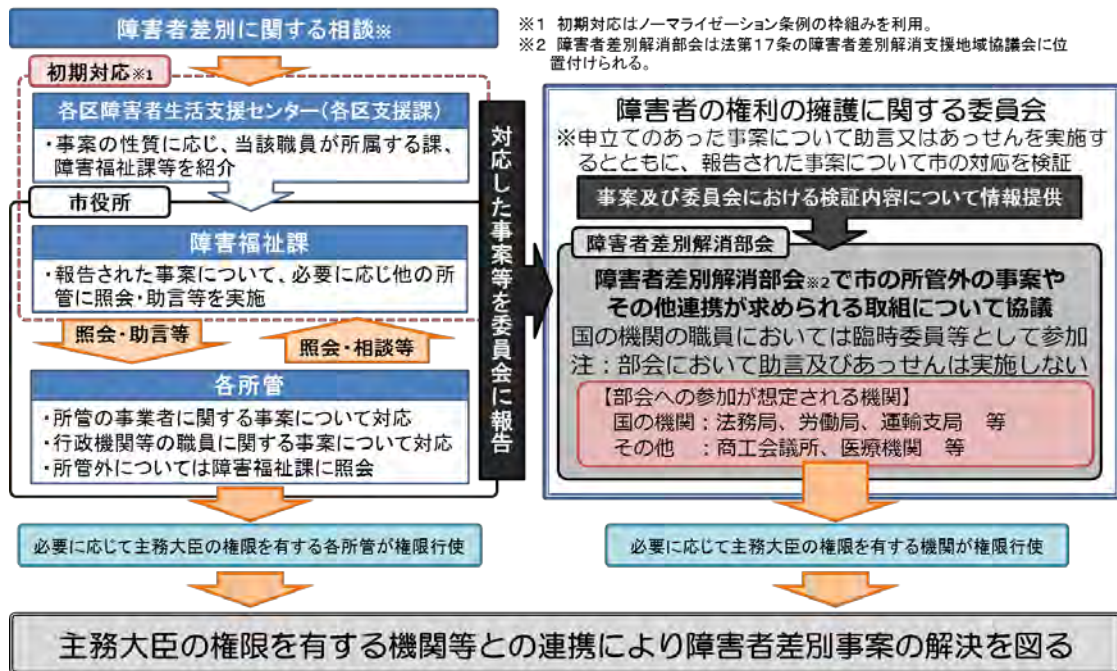
(図2) 想定される構成員

	分野	機関等
1	障害当事者	身体障害者関係
2	障害当事者	知的障害者関係
3	障害当事者	精神障害者関係
4	障害当事者	発達障害者関係
5	国の機関	厚生労働省労働局
6	国の機関	法務省法務局
7	国の機関	国土交通省地方運輸局
8	学識経験者	大学教員

	分野	機関等
9	学識経験者	弁護士
10	事業者	商工会議所
11	事業者	相談支援事業者
12	事業者	医療機関
13	市職員	福祉事務所
14	市職員	消費生活総合センター
15	市職員	教育委員会事務局

(図3) 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ



さいたま市合理的配慮PR
キャラクター「ノーマくん」

事例5：新潟市

1. 新潟市の概況

人口：810,302人（H28.1 現在推計人口）

面積：726.45 km²

障害者手帳所持者数	新潟市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	30,638人	525.2万人
療育手帳	5,029人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	4,996人	75.1万人

2. 新潟市における現状と課題

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）が平成27年10月1日に公布され、平成28年4月1日から施行を予定。

条例は、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目的として掲げるとともに、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念としており、主な特徴は次のとおり。

①差別を分野別に個別具体的に規定

何が差別にあたるか、市民に明確に示している。

②民間事業者の合理的配慮の不提供を法的義務として禁止

障害者差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮を努力義務としているが、条例では法的義務としている。ただし、話し合いにより互いの理解を深めることで解決を目指す。

③障害者が社会的障壁の除去を必要としており、そのことを認識し得るときも合理的配慮の提供を義務付け

障害者から求めがあった場合だけでなく、周囲の人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合も合理的配慮を提供すべきであり、対象を拡大。

④合理的配慮を提供する場合において、障害のある人の「意向を尊重し」と規定

障害のある人に合理的配慮を提供する場合、その人の意向が尊重されるべきであり「意向を尊重し」と規定。

3. 新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会

(1) 設置根拠

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

(2) 構成メンバー（計 24 名）

委員区分	所属及び職名
法律	新潟県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長
福祉	新潟市障がい福祉サービス事業管理者連絡会 代表幹事
医療	新潟市医師会 副会長
商品・サービス提供	新潟商工会議所 まちづくり支援課長
労働・雇用	労働局職業安定部職業対策課 課長
教育	新潟大学教育学部 教授
教育	新潟市小学校長会 会長
教育	新潟市中学校長会 会長
建物・公共交通	新潟交通 乗合バス部長
不動産	新潟県宅地建物取引業協会 会長
情報提供	新潟日報 報道部次長
情報提供	NHK新潟放送局 放送部長
幼稚園	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
保育	新潟市私立保育園協会 会長
関係団体	民生委員・児童委員連合会 会長
関係団体	新潟地方法務局人権擁護課 課長
肢体不自由	新潟市身体障害者福祉協会連合会 会長
視覚	新潟県視覚障害者福祉協会 理事長
聴覚	新潟市ろうあ協会 理事長
精神	にいがた温もりの会 理事長
知的	新潟地区手をつなぐ育成会
発達	にいがた・オーティズム
難病	新潟SCDマイマイ
行政	新潟市

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回会議	平成27年 11月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法と地域協議会（新潟市在り方検討会）の役割 新潟市障がいのある人もない人も共に生きる

		まちづくり条例 ・障がいを理由とした差別に係る相談事例 ・条例施行に向けた準備状況（周知計画） ・今後のスケジュール
第2回会議	平成28年 1月15日(金)	・新潟市職員対応要領 ・新潟市の事業者向け対応指針

(2) モデル会議の主な成果

① 新潟市職員対応要領

- ・対象となる職員は、任用形態を問わず、新潟市に任用されている全ての職員。
- ・条例に規定する障がい等を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・また、監督者の責務、懲戒処分等、相談体制の整備（人事課・障がい福祉課）、研修・啓発等について記載（障がい等を理由とする差別に係る研修体制は次のとおり）。

(一般職員)

研修の対象者	研修を行う者	研修名
新任課長	職員研修所長	新任課長研修
保育士以外の職員	職員研修所長	新採用職員研修
保育士	保育課長	新任保育士研修会
再任用職員	所属長	職場研修
任期付職員	職員研修所長	職員基礎研修

(臨時・非常勤職員等)

研修の対象者	研修を行う者	研修名
臨時的任用職員 (1号臨時職員)	職員研修所長	職員基礎研修
臨時職員(2号臨時職員)	所属長	職場研修
非常勤職員	※保育士の場合は園長	

② 新潟市の事業者向け対応指針

- ・条例に規定する障がい等を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・新潟市独自の対応指針として位置付け、合理的配慮について障害者差別解消法を上回る内容を規定。

事例6：浦安市

1. 浦安市の概況

人口：162,921人（H27.1 現在推計人口）

面積：16.98 km²

障害者手帳所持者数	浦安市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	2,869人	525.2万人
療育手帳	680人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	695人	75.1万人

2. 浦安市における現状と課題

(1) 浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されているとともに、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されている。これまで浦安市における障害者の人権侵害に関する取組の中心は、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきたところである。

(2) 浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例

法の実効性を担保する観点から、「職員対応要領」や「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置を市の施策として定めるほか、相談体制として本市独自に「障がい者権利擁護センター」の設置等を行うため、「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定することとした（平成28年3月議会上程、同年4月1日施行）。

条例の特徴は、次のとおりである。

- ・「(仮称) 障がい者権利擁護センター」は「障がい者虐待防止センター」の名称を変更し、障害者の虐待・差別等の相談を一体的に受ける。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」は、現行の「高齢者・障がい者虐待防止対策協議会」を「(仮称) 高齢者・障がい者虐待防止及び差別解消対策協議会」とし、高齢者・障害者の虐待、差別等権利擁護全般を対応する。

3. 浦安市障がい者差別解消支援地域協議会

(1) 設置根拠

高齢者・障害者虐待防止法に基づき設置された「高齢者・障がい者等における虐待防

止対策協議会」を、「浦安市障がい者差別解消支援地域協議会」（モデル会議）と位置付けている。

このように、高齢者の虐待防止や認知症施策等と連携しながら取組を進めることについては、次のような点で効果的と考えられる。

- ・ 高齢者虐待防止と障害者虐待防止のスキームが似ている（原則市町村での対応）
- ・ 障害者手帳所持者のうち、60歳以上が過半数を占める（高齢障害者の増加）
- ・ 認知症施策においては既に先行して、認知症高齢者に対する偏見や誤解や理解不足を解消する取組がなされている（モデルとなる）

（２）構成メンバー（26名）

委員区分	所属及び職名
医療関係	浦安市医師会 副会長
弁護士	千葉県弁護士会京葉支部
警察	浦安警察署 生活安全課長
有識者	毎日新聞社 論説委員
	淑徳大学 教授
労働関係	株式会社舞浜コーポレーション 業務サービス部ノーマライゼーション推進グループ
就労支援関係	浦安市障がい者就労支援センター長
障害者福祉施設	浦安市障がい者福祉センター 生活介護事業所長
居宅介護支援事業所	株式会社愛ネット 取締役
居宅サービス	株式会社リエイ 部長
障がい者相談員（知的）	浦安手をつなぐ親の会 会長
老人福祉	浦安市特別養護老人ホーム 施設長
民生委員・児童委員	浦安市民生委員児童委員協議会 副会長
相談支援関係	中核地域生活支援センターがじゅまる 副センター長
	浦安市基幹相談支援センター 所長
権利擁護関係	浦安市人権擁護委員連絡会 副会長
	浦安市社会福祉協議会 事務局長
包括支援	新浦安駅前地域包括支援センター長
行政機関	千葉県市川健康福祉センター 地域福祉課長
	浦安市健康福祉部長
	浦安市健康福祉部 次長（2名）
	浦安市こども家庭支援センター 所長
	浦安市男女共同参画センター 所長
	浦安市健康福祉部高齢者支援課長
	浦安市猫実地域包括支援センター 所長
浦安市健康福祉部障がい事業課長	

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回 モデル会議	平成 26 年 5 月 30 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の統合について ・通報・届け出状況について ・年間計画(案)について ・障害者差別解消法について ・(仮称)障がい者差別解消支援地域協議会について
第 1 回 ワーキング グループ	平成 26 年 7 月 31 日(木) ※千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市からの差別事例の報告 ・千葉県からモデル事業の実施に関する報告 ・市川健康福祉センターから ・内閣府から障害者差別解消法に関する説明 ・当面の方向性について
第 2 回 ワーキング グループ	平成 26 年 9 月 10 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別事例について ・大学・オリエンタルランドにおける取組について ・障害者差別に関する相談体制について ・市川健康福祉センターから相談活動に関する報告 ・相談窓口、ヘルプカードについて ・地域フォーラム・中間報告会について
第 2 回 モデル会議	平成 26 年 11 月 18 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法について ・千葉県の調全体制について ・浦安市の差別事例について ・浦安市の優しい取組について ・中間報告会について
第 3 回 ワーキング グループ	平成 26 年 10 月 7 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県との連携について
第 4 回 ワーキング グループ	平成 26 年 12 月 9 日(火) ※千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について
第 5 回 ワーキング グループ	平成 27 年 2 月 12 日(水) ※千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備について ・平成 27 年度の取組について
第 3 回 モデル会議	平成 27 年 2 月 23 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について ・支援体制の整備について ・平成 27 年度の取組について

(平成 27 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
プレモデル会議 第 1 回ワーキング グループ	平成 27 年 6 月 2 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)について ・障害者差別解消法と千葉県条例の役割について ・法施行までのスケジュール等

第2回ワーキンググループ	平成27年 10月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施経過及び今後のスケジュールの報告 ・庁内及び権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集結果の報告 ・相談受付フローチャートについて ・県と市の連携について ・イベントについて ・対応要領について ・次回モデル会議(11/24)について
第1回モデル会議	平成27年 11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行に向けた取組 ・配慮等の事例収集について ・相談窓口と相談の流れ ・県と市の連携について ・条例案・職員対応要領案について ・イベントについて
第2回モデル会議	平成28年 2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行に向けた取組 ・条例案、職員対応要領案について ・障がい者差別解消支援地域協議会の在り方について(まとめ)

(2) モデル会議等における課題の把握

①ワーキンググループにおける課題の把握

ワーキンググループにおいては、平成25年度に実施したアンケートの活用、千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求めることとした。

また、配慮に関するアンケート調査(平成27年7月1日～30日実施)や、当該アンケート結果に基づくヒアリング(同8月24日～28日実施)、自立支援協議会権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集等を通じ、浦安市役所内での配慮に関する各種事例を取りまとめるとともに、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の策定に向けた検討に資することとした。

②千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られている。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしているところであるが、十分に意思疎通がなされていない面がある。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が整理されていないのではないか、という法施行を見据えた新しい課題も指摘された。

③障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキンググループでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組がある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がされ

た。既に、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができるという指摘に基づき、各機関の取組を広めていくことを確認した。

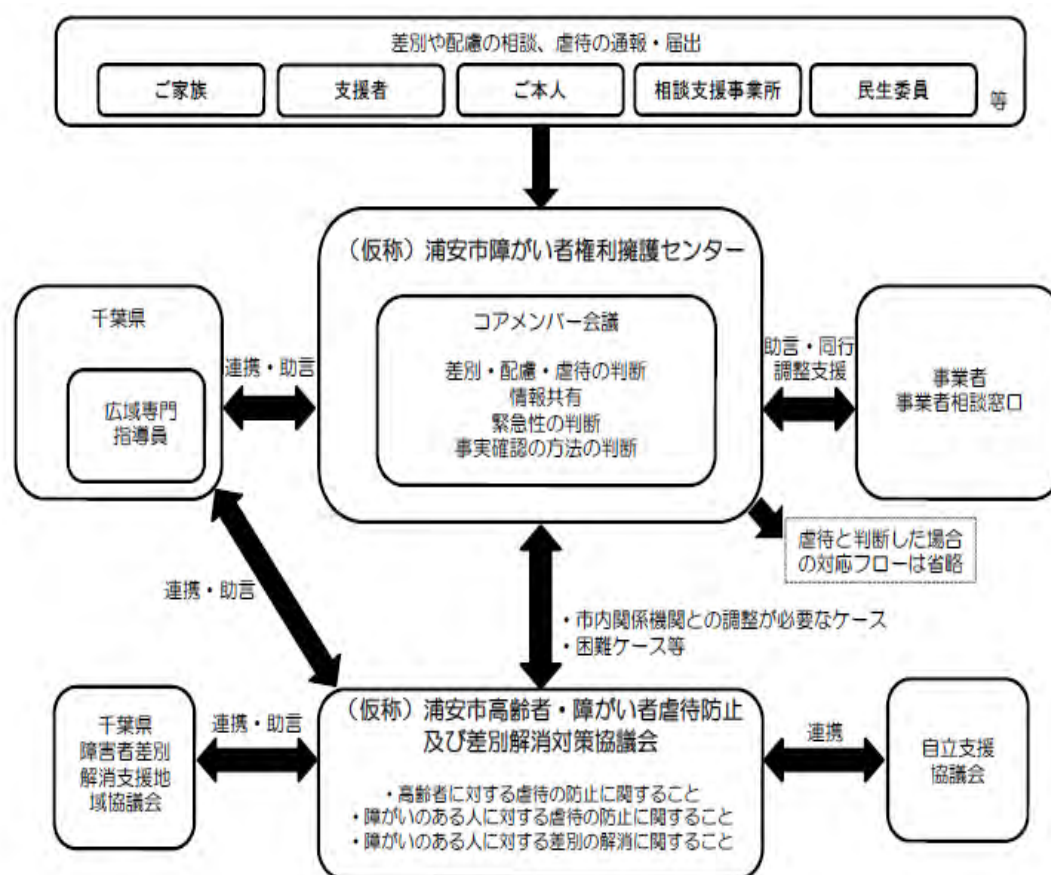
(3) モデル会議における提案等

◆相談窓口と支援体制について

相談者は「嫌な思いをした」ということが虐待なのか差別なのか分からずに相談されることが想定される。よって既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取組を進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案した。

浦安市としては、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるスキームを活用する方向を検討することとした。

(図) 提案された新たな相談窓口と支援体制



事例7：明石市

1. 明石市の概況

人口：292,078人（H28.2 現在推計人口）

面積：49.42 km²

障害者手帳所持者数	明石市 (H26.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	12,026 人	525.2 万人
療育手帳	2,190 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	2,007 人	75.1 万人

2. 明石市における現状と課題

(1) 障害者差別解消の取組の経過

明石市では、障害者差別解消の取り組みの第一段階として、手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定するための検討委員会(平成26年9月から4回開催)を設置。

各地で手話言語条例が成立する中、明石市ではその必要性を認識した上で、ろう者以外のコミュニケーションに困難を抱える障害者へも配慮するため、市の責務に「事業者等に対する合理的配慮の支援」を明記し、従来の手話言語条例の趣旨である「言語としての手話の認識の確認」に加え、手話の他にも要約筆記や点字、音訳など障害者の幅広いコミュニケーション手段の利用を促進するための条例とした。(平成27年4月施行)

差別解消の第2段階の取り組みとして、翌年4月の障害者差別解消法の施行に向け、(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会(以下「検討会」)を設置。

4回の条例検討会を実施(2回目の検討会からモデル会議を兼ねる)。

○第2回検討会

*事業者書面ヒアリングの調査結果の報告 **資料参照**

*タウンミーティングの報告

*地域協議会の在り方(素案)について

○第3回～第4回検討会

*条例素案についての協議ととりまとめ

12月から翌年(平成28年)1月にかけて、条例素案に関するパブリックコメントを実施し、17人の市民から46件の意見応募有り。3月議会に条例案(明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「条例」))を提出。

(2) (仮称) 明石市障害者差別解消条例検討会 (モデル会議) の課題整理

検討会では、条例に定める差別解消に必要な事項について議論を行い、以下の課題整理を行った。

①合理的配慮の提供支援に関する助成制度の創設

市民や民間事業者に対する合理的配慮の提供支援を実現することを基本理念とし、民間事業者等が、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、提供に際して発生する負担を軽減するための助成制度や民間事業者等の主体的な取り組みを支援する制度を新たに設ける。

②差別事案解決システムの構築

障害者差別解消法には明示されていない相談における差別事案の解決システムの導入。

ア) 相談・助言等

障害を理由とする差別が発生した場合に対応できる相談窓口を設置。障害者、家族、支援者、事業者等からの相談を受け付け、必要があれば差別したとされる側にも事情等を聞きながら解決に向けた調整を行う。

イ) あっせん手続き

相談を受けての調整を行っても、相手となる事業者等に応じてもらえない場合には地域協議会において、あっせんを行う。

ウ) 勧告・公表等

あっせん手続きを経過しても相手方が応じない場合には、勧告や公表その他の措置を想定。

③明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会の設置

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会 (地域協議会) を設置。

地域協議会は、当事者、支援団体、事業者、国や県等の関係機関等で構成し、障害を理由とする差別に関する地域の課題について協議するとともに、あっせん等の申立てがあった場合の審議等を行う。

地域協議会は、障害者差別解消法 (第 17 条) の地域協議会を兼ねる。

3. (仮称) 明石市障害者差別解消条例検討会

■構成メンバー (計 24 名)

委員区分	所属及び職名
学識経験者・弁護士	西宮市権利擁護支援センター運営委員長 (元東洋大学教授)
	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
	大阪弁護士会弁護士
社会福祉・保健医療関係者	兵庫県社会福祉士会会長
	明石市民生児童委員協議会障害福祉専門部会部会長
	医療法人社団医仁会譜久山病院院長

	医療法人社団東峰会関西青少年サナトリウムソーシャルワーカー室課長
障害者の支援者	明石市立木の根学園たんぼぼ工房管理者
	FOP明石事務局（難病当事者の親）
障害者又は障害者の家族	明石市身体障害者福祉協会会長
	明石地区手をつなぐ育成会会長
	明石ろうあ協会事務局長
	明石市視覚障害者福祉協会
	明石市障害者就労・生活支援センターあくと管理者
民間事業者	明石地区バス協会会長（神姫バス株式会社明石営業所 所長）
	株式会社エスコアハーツ常務取締役
	明石商工会議所副会頭
教育関係者	兵庫県立いなみ野特別支援学校進路指導副部長
関係行政機関の職員	明石公共職業安定所次長
公募市民	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回 モデル会議 (第2回検討会)	平成27年 8月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民タウンミーティング及び事業者書面ヒアリングの実施報告 ・(仮称)明石市障害者差別解消条例の方向性 ・障害者差別解消支援地域協議会（モデル事業関連） ・明石市における障害者差別解消支援地域協議会の在り方
第2回 モデル会議 (第3回検討会)	平成27年 10月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・条例のポイントと検討論点
第3回 モデル会議 (第4回検討会)	平成27年 11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・合理的配慮の提供支援に関する公的助成制度(案)

(2) 平成 27 年度におけるモデル会議の主な成果

① 明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例案の策定

(2.(2)の(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会の課題整理を参照)

② 合理的配慮の提供支援に関する助成制度

<趣旨>

(仮称)明石市障害者差別解消条例は、市民に対する「合理的配慮の提供支援」を実現することを基本理念としているが、「合理的配慮」という概念は、障害者権利条約に端を発する比較的新しい概念であり、いまだ市民の間に定着しているとはいえないことから、市民の間で合理的配慮提供義務の履行を物理的、心理的に容易にし、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、市民間における合理的配慮の提供に際して発生する経済的負担に対し、市が公的に助成する制度を新たに設けるもの。

<対象>

合理的配慮の提供を検討中の市民・事業者

(例) 事業者(営利・非営利不問)、自治会等の地域の団体 等

<制度概要>

ア) 合理的配慮を提供しようとする者(以下「申請者」という)から市長に対し、提供しようとする合理的配慮の内容と予算を申請

イ) あらかじめ要綱等で例示列挙したメニューに関しては、申請に応じて速やかに助成を決定

(メニューの例)

- ・点字による情報保障に必要な器具の購入、点字対応に要する費用
- ・筆談による情報保障に必要な器具
- ・知的障害のある人への情報保障に必要な器具の購入、写真・イラストによるコミュニケーションに要する費用
- ・段差解消のためのスロープ

ウ) 要綱に定めのないメニューに関する申請については、地域協議会へ諮問し、地域協議会で申請内容が合理的配慮の趣旨に沿うものか否か、金額が妥当であるか等を審査し、認否を決定

③ 明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会

<所管事項>

ア) 合理的配慮の提供支援に関する事項

イ) 障害理解の研修啓発に関する事項

ウ) 相談事例の検討に関する事項

エ) あっせん等の申立に関する事項

オ) 本条例の施行状況に関する検討

カ) その他、障害を理由とする差別解消の施策に関する事項

(仮称) 明石市障害者差別解消条例事業者書面ヒアリング実施結果～概要～

1 実施の概要

期間：平成27年6月中旬より順次発送、回答締切は平成27年7月17日

実施方法：書面ヒアリング用紙を各事業所に送付。記載の上、期間内に返信いただいた。

書面ヒアリング送付件数：579件

回答数：157件（平成27年8月5日時点）

2 事業種別ごとの回答件数

不動産業	12社	医療・福祉	27社
飲食業	13社	運輸業	19社
卸売業	3社	小売業	26社
技術サービス等	12社	教育関連	7社
金融業	8社	建設業	4社
鉱業	1社	製造業	17社
美容業	2社	旅館業	3社
保険業	3社	その他・不明	5社

※複数回答あり

3 回答いただいた事業所の従業員数・障害のある従業員数

	従業員 ～20名	21名 ～ 100名	101名 ～ 300名	301名 ～ 500名	501名 ～	無回答	合計
障害者 0名/無回答	49社	47社	6社	1社	0社	5社	108社
1名	0社	14社	5社	0社	0社	1社	20社
2名	0社	4社	10社	1社	0社	0社	15社
3名	0社	0社	2社	2社	1社	0社	5社
4名	0社	0社	1社	1社	0社	0社	2社
5名	0社	0社	0社	2社	0社	0社	2社
6名	0社	0社	0社	1社	1社	0社	2社
7名	0社	0社	0社	1社	2社	0社	3社
合計	49社	65社	24社	9社	4社	6社	157社

4 障害のある従業員の障害種別

【身体障害】 37社 【知的障害】 8社 【精神障害】 3社
【発達障害】 1社 【難病】 2社 【その他・無回答】 111社

※複数回答あり

5 書面ヒアリング各質問に対していただいた回答の傾向

質問2 障害のある人への対応に関連して

回答のあったいずれの業種からも、困ったことがあったという回答がなされた。また、車いすの方の移動対応に関することと、知的・精神障害者への対応に困ったことがある、という傾向がうかがえた。知的・精神障害者への対応については、中には暴力行為への対応を迫られるなど、深刻な事例も見られた。しかし、最終的にサービス提供拒否をしたことがある、という回答は少なかった。

質問3 (顧客に対する)「合理的な配慮」に関連して

合理的な配慮の具体的内容を、「(当事者との)話し合いで決めた」とする趣旨の回答は33社であった。「事業所側の判断」という回答の場合も、なんらかの形で当事者との意見交換を行う、と回答した事業所がほとんどである。

回答者が可能と考える合理的配慮(質問3-3)については、基礎的環境整備(バリアフリー対応の設備への変更)や簡単なコミュニケーション支援(筆談、わかりやすい説明など)という回答が多かった。しかし、その反面、「どうしたらいいかわからない」という回答も複数社あった。これに対し、求められた合理的配慮のうち実現できなかったもの(質問3-4)については、設備に関するものと、人的支援(手話通訳の手配、医療的ケアの提供、介助者など)を要するものが多かった。

質問4 障害のある人の雇用に関連して

障害者雇用促進法の内容については、「知っている」が77社にとどまり、内容まで周知されているとはいいがたい状況が浮かび上がった。

採用時、あるいは採用後の悩みについては、知的障害・精神障害のある人を採用することに未だ抵抗が感じられた。また、健常者であっても人員削減の傾向が強い中で、障害のある人を採用する各社の「体力」的な限界も垣間見える結果となった。

質問5 その他差別解消に関するご意見

障害のある人への差別をなくすためのご意見を自由にお書きいただいたところ、多くの方から、普段障害のある人と接することが少ないために、どうしたらよいかわからない、まずは障害を理解する場(研修・当事者との交流など)があるとよい、という趣旨のご意見をいただいた。(以上)

事例8：湘南西部圏域

1. 湘南西部圏域の概況

人口：587,904人（H26.12現在推計人口）

面積：253.27km²（構成市町の合計値）

構成市町：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町

障害者手帳所持者数)	湘南西部 (H26.3末現在)	全国
身体障害者手帳	17,858人	525.2万人
療育手帳	4,080人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	3,878人	75.1万人

※ 構成市町の合計値

2. 湘南西部圏域における現状と課題

(1) 障害者差別の解消等に関する取組状況

神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域（以下、湘南西部圏域という。）では、神奈川県・圏域を構成する市町（以下、圏域市町という。）ともに障害者差別の解消に関する条例等を制定しておらず、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法という。）の施行に合わせ、障害者差別の解消等に関する取組を進めることとなっている。

現時点では、圏域市町の障害福祉担当部署や委託相談支援事業所等において障害者差別と思われる事案に関する相談に応じているほか、障害者総合支援法に基づく「自立支援協議会」や、障害者虐待防止法に基づく「虐待防止ネットワーク」等において障害者の権利擁護をテーマとした協議が行われている事例はあるものの、障害者差別に焦点を当てた取組は緒に就いた段階といえる。

(2) 広域型地域協議会設置の必要性

圏域市町においては、近年の障害者施策を取り巻く法制度の創設・改正への対応に追われている状況であり、差別解消法の施行準備についても、共通的な事項は広域で対応することにより効率化を図ることが求められていた。また、障害者差別の解消に資する取組についても、市町が単独で行うよりも広域で進める方がスケールメリットを期待できることから、湘南西部圏域という広域での地域協議会（以下、広域型地域協議会という。）をモデル的に立ち上げることにした。

3. 障害者差別解消支援地域協議会モデル会議

湘南西部圏域においては、これまで特に障害者差別の解消に資する取組が行われておらず、また広域型地域協議会を検討していたことから、障害者総合支援法に基づき設置され

ていた「湘南西部圏域自立支援協議会」（以下、圏域自立支援協議会という。）の枠組みを活用してモデル的な地域協議会を立ち上げることとした。

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議開催までの事前調整

広域型地域協議会を設置することを目指し、モデル会議を円滑に開催するため、事前に次の調整を進めた。

(圏域内市町との調整)

圏域市町においては、差別解消法の施行に向けた準備が必要との認識は共有されていたものの、取り組むべき事項や進め方等については検討段階であった。そのため、電子メールや電話等で協議した結果、暫定的な事務局機能を平塚市に置くこととし、平塚市が圏域の市町へ出向き差別解消法の概要説明と広域型地域協議会の設置に関する意見交換を行った。その際、重点的に協議したポイントは次のとおり。

- ・ 広域型地域協議会の設置による圏域市町の協議会業務軽減
- ・ 職員対応要領の共通素案作成と合同ヒアリングの実施
- ・ 共通的な相談体制の検討
- ・ 広域的な対応が必要な相談事案への対応スキーム検討

障害者差別解消法・湘南西部圏域モデル協議会 構成員名簿

委員区分	所属及び職名
障害福祉事業者	(福) 素心会総括管理室長
	(特非) 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会ほっとステーション平塚施設長
	(特非) 総合福祉サポートセンターはだの障害福祉なんでも相談室長
	(特非) 伊勢原市手をつなぐ育成会地域作業所ドリーム所長
	(福) かながわ共同会秦野精華園長
就労支援関係	平塚公共職業安定所専門援助部門総括職業指導官
	障がい者就業・生活支援センターサンシティ
教育関係	神奈川県立平塚盲学校
	神奈川県立平塚ろう学校
	神奈川県立湘南養護学校
	神奈川県立伊勢原養護学校
	神奈川県立秦野養護学校
障害者団体	(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター
	秦野市手をつなぐ育成会
	地域活動支援センターすみれ
社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会
	秦野市社会福祉協議会

	伊勢原市社会福祉協議会
行政関係	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 (★)
	平塚市障がい福祉課
	秦野市障害福祉課
	伊勢原市障害福祉課
	大磯町町民福祉部福祉課
	二宮町健康福祉部福祉課
県機関	平塚児童相談所
	平塚保健福祉事務所
	平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課
自立支援協議会	平塚市自立支援協議会
	秦野市障害者支援委員会
	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会
	二宮町・大磯町自立支援協議会
	湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター (★)

※ 名簿の後ろに「★」のある構成員がモデル会議のみ参加の者、それ以外は圏域自立支援協議会と重複している者

(神奈川県との調整)

神奈川県に対しては、管内である湘南西部圏域において、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を設置する方向について理解を求めるとともに、圏域自立支援協議会の事務局となっている湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との協働について意見交換した。

また、神奈川県としては県内唯一のモデル会議となることから、広域的な課題への対応だけでなく、県内他市町村に対する情報提供ノウハウの蓄積などを目的として、障害福祉課長が参加することとなった。

(湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との調整)

湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所に対しては、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を立ち上げることの報告と、事務局機能の協働を要請し、承諾を得た。

具体的には、開催の年度計画を共同で検討した後、会場確保は地域協議会側で行い、開催通知や資料はそれぞれで準備した上で発送業務は自立支援協議会側が一括して行うほか、当日の会場設営は合同で行い、事務局機能はそれぞれが独立して行うこととした。また、モデル会議の中間報告会や差別解消法の事業者向け説明会などは、協働により開催し、広く圏域の関係者へ周知することとした。

(圏域自立支援協議会構成員との調整)

圏域自立支援協議会構成員に対しては、今年度が改選期だったため構成員の継続意向確認を文書で行ったタイミングを捉え、差別解消法及び地域協議会の概要を説明する資料、さらには湘南西部圏域においては広域型地域協議会を立ち上げる方向であり、その

際には圏域自立支援協議会の枠組み活用が有力である旨の協力要請文書を同封した。また、平成 27 年度第 1 回の圏域自立支援協議会開催通知にも同内容の文書を同封し、再度の協力要請を行った。

(2) モデル会議等の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回ワーキングチーム	平成 27 年 6 月 23 日(金)	・モデル会議の開催に向けた打合せ
第 1 回モデル会議	平成 27 年 7 月 22 日(水)	・障害者差別解消法、障害者差別解消支援地域協議会の概要について ・湘南西部圏域におけるモデル協議会の設置について ・会長・副会長の選任について ・ワーキングチームの設置について ・今後のスケジュールについて
第 2 回ワーキングチーム	平成 27 年 8 月 26 日(水)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 3 回ワーキングチーム	平成 27 年 10 月 5 日(月)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 2 回モデル会議	平成 27 年 10 月 22 日(木)	・圏域市町における職員対応要領について ・圏域市町共通版職員対応要領（素案） ・実態把握のためのアンケート、ヒアリングについて ・障害者差別に関する相談対応体制について ・中間報告会での報告事項や登壇者等について
第 4 回ワーキングチーム	平成 27 年 12 月 21 日(月)	・職員対応要領（案）について ・対応要領（案）に関するヒアリングについて ・実態把握のアンケート・ヒアリングについて
第 3 回モデル会議	平成 28 年 2 月 19 日(金)	・ヒアリングを踏まえた職員対応要領の作成について ・地域フォーラム（中間報告会）の開催報告について ・内閣府主催「最終報告会」について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて

		・平成 28 年度以降の地域協議会について
第 5 回ワーキングチーム	平成 28 年 2 月 21 日(月)	・職員対応要領の作成について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて ・平成 28 年度以降の地域協議会について

※ モデル会議はいずれも圏域自立支援協議会の枠組みを活用しており、例えば 13 時から 15 時を圏域自立支援協議会、その後 15 分程度の休憩時間を挟み、構成メンバーを入替（増員）した後、15 時 15 分から 16 時 45 分までを広域型地域協議会として開催するなどの運用としている。

(3) モデル会議における協議事項と方向性

①圏域市町における障害者差別の状況把握に関すること

平成 27 年度中に実態把握のためのアンケート・ヒアリングに着手することとした。障害当事者向けと事業者（行政機関）向けの 2 種類を用意し、さらに、知的・発達障害等の特性に配慮した「わかりやすい版」も作成。
なお、事業者に対するアンケート・ヒアリングの実施に際しては可能な限り訪問、対面によるヒアリングを行い、法の周知にもつながることを期待。

②圏域市町「職員対応要領」の共通案作成に関すること

モデル会議の枠組みを活用し、「職員対応要領」の共通素案は圏域市町が共同で作成することとした。ワーキングチームで素案を検討し、モデル会議での意見も踏まえて素案を取りまとめ、合同で圏域市町の障害者団体等からのヒアリングを実施。
合同開催としたことにより、会場の確保や情報保障（手話通訳）の集約等に関して効率化を図ることができたほか、他地域の障害者団体等の意見も同時に聴取することで、単独で開催するよりも多様な意見に接することが可能となったほか、意見発表前後の傍聴を自由にしたことで、障害者団体も他の障害特性や他地域の発表を傍聴することにより、障害者間の相互理解を促進。

③障害者差別に関する相談の対応体制構築に関すること

まずは、障害者差別の状況を把握するためのアンケート・ヒアリングの結果を分析し、関連の深い窓口を洗い出した上で、各窓口で対応にばらつきが生じないような共通の相談対応票の作成、相談対応スキーム等も含め、法施行後に本格検討。

(4) 平成 28 年度に向けた課題

①地域協議会の本設置

本モデル会議は障害保健福祉圏域という複数の市町によって構成される広域で設置されているため、設置根拠をいわゆる「規則」や「要綱」とすることが困難。その

ため、協議会の運営に関する定めという特性を踏まえ、設置根拠については「協議会会長決定」とすることを想定。

②実態把握のためのアンケート・ヒアリングの実施と取りまとめ

平成 27 年度中に着手する実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて、28 年度上半期を目途として取りまとめる予定。

取りまとめに際しては、市町ごとに集計方法等の差異が生じないように、共通様式の整備が必要。また、アンケート・ヒアリングは障害者差別と思われる事案の傾向や必要とされる合理的配慮の方向性、効果的な啓発活動の在り方など、今後の地域協議会における主要な協議、検討テーマの素材となることから、単に結果を取りまとめるだけでなく、十分に回答内容を分析することが必要。

③相談体制の整備に関する検討

障害者差別と思われる事案が生じた際の相談については、一義的には障害福祉担当部署において対応することとなるが、行政機関として統一的な対応が図られるよう、共通の相談対応票などの整備を検討することが必要。

また、相談を受けた後の取組については、相談内容によって異なることが予想されるため、相談を受けてから具体的な取組につなげるまでの相談対応スキームについても検討することが必要。

④周知啓発に関する検討

各市町における周知や啓発活動に加え、広域型地域協議会の特性を活かした、効果的な周知啓発の在り方を検討する必要。例えば、本圏域では鉄道や路線バスの運行事業者が比較的限られていることから、公共交通機関を対象とした個別の啓発活動を展開することも視野。

また、法の附帯決議にもあるような、グループホーム等の障害者関連施設の認可等に際して重要となる住民の理解を得るための啓発活動の在り方（地域の関係団体や障害者団体等との役割分担等）について意見交換することも検討。